

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和2年2月28日（令和2年（行情）諮問第114号）

答申日：令和3年6月3日（令和3年度（行情）答申第68号）

事件名：特定文書に記載の「特許情報提供サービスについての初めての調査」
に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月18日付け20190218特許46により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は不当である。本件対象文書は特許庁の最重要政策である特許情報提供政策を遂行するためのもので作成されているはずである。本件対象文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、を明確にしてもらいたい。もし、特定・保有したが、保存期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。また、国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にしてもらいたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、平成31年3月18日付けで、本件対象文書は不存在であるとする不開示決定（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、本件対象文書は、特許庁の最重要政策である特許情報提供政策を遂行するためのもので作成されているはずである旨、及び、文書を特定・保有したのか否か、特定・保有したが廃棄したのなら、保存期間、廃棄年月日を明確にすべき旨等主張している。

しかしながら、審査請求人が主張する平成14年11月付けの書面（以下「特定文書」という。）は、特許庁において作成されたものではなく、

その意味するものが明らかであるとはいえない。念のため、本件審査請求を受け、関係部署において、審査請求人が主張する「特許情報提供サービスについての初めての調査」に関するものを含め、本件対象文書に該当する可能性のある文書を調査したが、本件対象文書に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

3 結論

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年4月15日 審議
- ④ 同年5月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件開示請求の際に審査請求人が提出した平成14年11月付けの特定文書に記載されている「特許情報提供サービスについての初めての調査」（以下「特定調査」という。）に関する文書を求めるものであると解した。

イ 特定文書は、特許庁が財務省に提出したIPDL（特許電子図書館）に係る予算要求案に対して、予算削減を要望する者が財務省に意見を述べたものであると推測され、特許庁において作成されたものとは考えられず、特定文書に記載されている特定調査が特許庁において実施されたいずれの調査に該当するのかは明らかではないが、平成14年度当時に特許情報に関する調査、研究等を担当していた部署において、書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書に該当する可能性のある文書の存在は確認できなかった。

仮に、本件対象文書が作成又は取得されていたとすると、その作成又は取得時期は平成14年度又は遅くともその翌年度であると考えられることから、担当部署の、平成14年度及び平成15年度に作成又

は取得した文書をつづった行政文書ファイルが登録されている平成14年度ないし平成16年度の行政文書ファイル管理簿を確認したが、本件対象文書がつづられている可能性のある行政文書ファイルの存在は確認できなかった。

ウ 平成14年度当時に有効であった特許庁行政文書管理規程（平成13年1月6日。以下「管理規程」という。）の別表を確認したところ、「調査又は研究の結果が記録されたもの」の保存期間は3年とされていることに照らせば、本件対象文書が作成又は取得されていたとしても、本件開示請求時点において、保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

エ 本件審査請求を受けて、念のため、担当部署において書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件諮問書に添付された特定文書及び諮問庁から管理規程の提示を受けて確認したところ、その内容はいずれも上記(1)イ及びウの諮問庁の説明のとおりであると認められ、諮問庁における上記(1)イ及びエの2度にわたる文書探索の方法及び範囲も特に不十分とはいえない。

以上を踏まえれば、本件対象文書は、仮に作成又は取得していたとしても保存期間満了につき既に廃棄されていたものと考えられるなどとする上記(1)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分の不開示理由について、「文書の存在が確認できないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有している
とは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

「添付の元特定法人理事長が特定財務省職員に手渡したとされる2002年11月付の「IPDL予算要求案の修正案」と題する書面の第1頁下から第7行目から第1行目に「特許庁は、特許情報提供サービスについての初めての調査を予定しています。これらのサービスについては、大綱に定められた「一般公衆の標準的な利用」を超えるか否か、調査の結果が判明するまで、予算を凍結すべきだと考えます。この調査実施は、特許庁が特許情報提供サービスに関する無知を自ら明らかにしたものであり、今回の予算要求も、一般公衆の標準的なニーズという根拠に基づくものとは考えられません。」旨記載されているが、このなかの「特許情報提供サービスについての初めての調査」に関する文書（例えば、調査内容・調査結果・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・国会議員への説明資料等）。」